

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 29 年 4 月 28 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、<u>個人情報の保護に関する法律施行規則</u>（以下「施行規則」という。）及び個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン</u>（通則編（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、<u>外国にある第三者への提供編</u>（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、<u>第三者提供時の確認・記録義務編</u>（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び<u>匿名加工情報編</u>（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）。以下総称して「<u>個人情報保護委員会ガイドライン</u>」という。）、<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>（平成29年金融庁告示第1号。以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。）等を踏まえ、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、正会員及び電子募集会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、保護法、施行令、<u>個人情報保護委員会ガイドライン</u>及び<u>金融分野ガイドライン</u>のほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 ( 現行どおり )</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報(氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、<u>個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。)</u>であって、次のいずれかに該当するも</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年金融庁告示第63号。以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。）等を踏まえ、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、正会員及び電子募集会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、保護法、施行令、<u>個人情報の保護に関する基本方針</u>及び<u>金融分野ガイドライン</u>のほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 ( 省 略 )</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、<u>その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</u>（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。「個人に関する情報」とは、<u>氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の</u></p>

新	旧
<p><u>のをいう。</u></p> <p><u>イ. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）</u></p> <p><u>ロ. 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p><u>(2) 個人識別符号 当該情報単体から特定の個人を識別できる文字、番号、記号その他の符号であって、施行令第1条に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(3) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令第3条第1項で定めるものを除く。</u></p> <p>イ・ロ （ 現行どおり ）</p> <p><u>(4)</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>(5)</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>(6)</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 （ 現行どおり ）</p>	<p><u>身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。</u></p> <p>なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。</p> <p>さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p><u>(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>イ・ロ （ 省 略 ）</p> <p><u>(3)</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>(4)</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>(5)</u> （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 （ 省 略 ）</p>

新	旧
2 ( 現行どおり )	2 ( 省 略 )
3 正会員及び電子募集会員は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が <u>変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて</u> 行ってはならない。	3 正会員及び電子募集会員は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が <u>変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて</u> 行ってはならない。なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。
4 正会員及び電子募集会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示する <u>こととする。</u>	4 正会員及び電子募集会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示するよう <u>努めなければならない。</u>
(「同意」の形式)	(「同意」の形式)
第4条 正会員及び電子募集会員は、次条及び第13条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)によることとする。なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。	第4条 正会員及び電子募集会員は、次条及び第13条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電子的方式、磁気的方式、 <u>その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。</u> 以下同じ。)によることとする。なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
(利用目的による制限)	(利用目的による制限)
第5条 正会員及び電子募集会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送信や電話をかけること等)は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。	第5条 正会員及び電子募集会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。
2 正会員及び電子募集会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的として記載されていない場合	2 正会員及び電子募集会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用に

新	旧
<p><u>でも、目的外利用には該当しない。</u></p>	<p><u>は当たらない。</u></p>
<p>3 ( 現行どおり ) (1)～(4) ( 現行どおり )</p>	<p>3 ( 省 略 ) (1)～(4) ( 省 略 )</p>
<p>(機微 (センシティブ) 情報について) 第6条 正会員及び電子募集会員は、<u>要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活 (これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)</u>に関する情報 (本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微 (センシティブ) 情報」という。) については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>	<p>(機微 (センシティブ) 情報について) 第6条 正会員及び電子募集会員は、<u>政治的見解、信教 (宗教、思想及び信条をいう。)</u>、<u>労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報 (以下「機微 (センシティブ) 情報」という。)</u>については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>
<p>(1)～(8) ( 現行どおり )</p>	<p>(1)～(8) ( 省 略 )</p>
<p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>機微 (センシティブ) 情報を前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</u></p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>機微 (センシティブ) 情報を前項に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</u></p>
<p>3 正会員及び電子募集会員は、<u>機微 (センシティブ) 情報を、第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>4 正会員及び電子募集会員は、<u>機微 (センシティブ) 情報を第三者へ提供するに当たっては、保護法第23条第2項 (オプトアウト) の規定を適用しないこととする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p>	<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p>
<p>第8条 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に</u>応じ、<u>イ</u></p>	<p>第8条 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、<u>販売方法等の事業の態様に</u>応じ、<u>営業所の窓口等への</u></p>

新	旧
<p><u>インターネットのホームページ等での公表、事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。</u></p>	<p><u>書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</u></p>
<p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、<u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、<u>人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>3・4 ( 現行どおり )</p>	<p>3・4 ( 省 略 )</p>
<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第9条 正会員及び電子募集会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。</u></p> <p>また、<u>正会員及び電子募集会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。</u></p> <p>ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</p>	<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第9条 正会員及び電子募集会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p><u>このため、正会員及び電子募集会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。</u></p> <p>ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 正会員及び電子募集会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでな</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 正会員及び電子募集会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでな</p>

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（<u>取り扱う個人データの性質及び量を含む。</u>）及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p>	<p>なければならない。</p> <p>当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p>
<p>(1)～(3) ( 現行どおり )</p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p>	<p>(1)～(3) ( 省 略 )</p> <p>2・3 ( 省 略 )</p>
<p>(第三者提供の制限)</p>	<p>(第三者提供の制限)</p>
<p>第13条 正会員及び電子募集会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする正会員、電子募集会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。<u>次条から第16条を除き、以下同じ。</u>）に提供してはならない。<u>同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</u></p>	<p>第13条 正会員及び電子募集会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする正会員、電子募集会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。</p>
<p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p>	<p>(1)～(4) ( 省 略 )</p>
<p>2 正会員及び電子募集会員は、第三者に提供される個人データ（<u>機微情報を除く。以下この項において同じ。</u>）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。また、協会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に<u>置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</u></p>
<p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>(3) 第三者への提供の<u>方法</u></p> <p>(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 本人の求めを受け付ける<u>方法</u></p>	<p>(1)・(2) ( 省 略 )</p> <p>(3) 第三者への提供の<u>手段又は方法</u></p> <p>(4) ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p>3 正会員及び電子募集会員は、前項第2号、<u>第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>3 正会員及び電子募集会員は、前項第2号又は<u>第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。</u></p>
<p>なお、<u>正会員及び電子募集会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。</u></p>	
<p>4 ( 現行どおり )</p>	<p>4 ( 省 略 )</p>
<p>(1) 正会員及び電子募集会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する<u>ことに伴って当該個人データが提供される場合</u></p>	<p>(1) 正会員及び電子募集会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する<u>場合</u></p>
<p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合<u>(事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。)</u></p>	<p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p>
<p>(3) <u>特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</u></p>	<p>(3) <u>個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</u></p>
<p>5 正会員及び電子募集会員が前項第3号の規定により行う通知<u>については、原則として書面によることとする。正会員及び電子募集会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</u></p>	<p>5 正会員及び電子募集会員が前項第3号の規定により行う通知<u>は、原則として書面によることとする。正会員及び電子募集会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</u></p>
<p>6 ( 現行どおり )</p>	<p>6 ( 省 略 )</p>

新	旧
<p><u>(外国にある第三者への提供の制限)</u></p> <p><u>第14条 正会員及び電子募集会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(第三者提供に係る記録の作成等)</u></p> <p><u>第15条 正会員及び電子募集会員は、個人データを第三者（保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 正会員及び電子募集会員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>(第三者提供を受ける際の確認等)</u></p> <p><u>第16条 正会員及び電子募集会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</u></p> <p><u>(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第17条 ( 現行どおり )</p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) <u>全ての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)</p> <p>(3) <u>次項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項若しくは第20条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続(第23条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</u></p> <p>(4)・(5) ( 現行どおり )</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知<u>しなければならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>(開示)</p> <p>第18条 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの<u>開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)</u>の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法<u>(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)</u>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1)～(3) ( 現行どおり )</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定による<u>請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないと</u></p>	<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第14条 ( 省 略 )</p> <p>(1) 正会員及び電子募集会員の名称</p> <p>(2) <u>すべての</u>保有個人データの利用目的(ただし、第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)</p> <p>(3) <u>次項、次条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</u></p> <p>(4)・(5) ( 省 略 )</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知<u>するものとする</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>(開示)</p> <p>第15条 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて<u>開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない</u>。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1)～(3) ( 省 略 )</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定に<u>基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通</u></p>

新	旧
<p>きは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(訂正等)</p> <p><u>第19条</u> 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）<u>の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u></p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</u></p>	<p>知しなければならない。<u>また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明するよう努めるものとする。</u></p> <p>(訂正等)</p> <p><u>第16条</u> 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）<u>を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</u></p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、正会員及び電子募集会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(利用停止等)</p> <p><u>第20条</u> 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）<u>の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(利用停止等)</p> <p><u>第17条</u> 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）<u>を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>

新	旧
<p>2 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが<u>第13条第1項又は第14条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、<u>又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</u></p> <p>(理由の説明)</p> <p><u>第21条 正会員及び電子募集会員は、第17条第3項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</u></p> <p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p><u>第22条 正会員及び電子募集会員は、第17条第2項の規定による求め又は第18条第1項、第19条第1項並びに第20条第1項及び第2項の規定による請求（以下「開示等の請求等」</u></p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが<u>第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>(理由の説明)</p> <p><u>第18条 正会員及び電子募集会員は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めなければならない。</u></p> <p>(開示等の求めに応じる手続)</p> <p><u>第19条 正会員及び電子募集会員は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、以下</u></p>

新	旧
<p>という。)に関し、以下のとおり、<u>その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。</u>この場合において、正会員及び電子募集会員は、<u>第26条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付けを行うこととする。</u></p>	<p>のとおり、<u>その受け付けの方法を定めることができる。</u>この場合において、正会員及び電子募集会員は、<u>第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。</u></p>
<p>(1) 開示等の<u>請求等</u>の申出先  (2) 開示等の<u>請求等</u>に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の<u>請求等</u>の方式  (3) 開示等の<u>請求等</u>をする者の本人確認方法  (4) <u>保護法第33条第1項</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）  (5) 開示等の<u>請求等</u>の対象となる保有個人データの特定に必要な事項  (6) 開示等の<u>請求等</u>に対する回答方法等</p>	<p>(1) 開示等の<u>求め</u>の申出先  (2) 開示等の<u>求め</u>に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の<u>求め</u>の方式  (3) 開示等の<u>求め</u>をする者の本人確認方法  (4) <u>次条</u>の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）  (5) 開示等の<u>求め</u>の対象となる保有個人データの特定に必要な事項  (6) 開示等の<u>求め</u>に対する回答方法等</p>
<p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>代理人（施行令第11条に規定する代理人をいう。本項において同じ。）</u>が開示等の<u>請求等</u>を行う場合の<u>手続</u>として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、<u>施行令第11条第2号の代理人</u>による開示等の<u>請求等</u>に対して、本人に<u>のみ直接開示等</u>することは妨げない。</p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、<u>代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）</u>が開示等の<u>求め</u>を行う場合の<u>手続</u>として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、<u>代理人</u>による開示等の<u>求め</u>に対して、本人に<u>直接開示等</u>することは<u>妨げない。</u></p>
<p>(1) 代理人の本人確認方法  (2) 代理人の代理権を確認する方法  3 正会員及び電子募集会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>請求等</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(1) 代理人の本人確認方法  (2) 代理人の代理権を確認する方法  3 正会員及び電子募集会員は、前2項の規定に基づき開示等の<u>求め</u>に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>
<p><u>第23条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>第17条第2項</u>の規定による利用目的の通知又は<u>第18条第1項</u>の規定による開示の<u>請求</u>を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p>	<p><u>第20条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>第14条第2項</u>の規定による利用目的の通知又は<u>第15条第1項</u>の規定による開示を<u>求められた</u>ときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p>
<p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p>	<p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。<u>この場合において、正会員及び電子募集会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算</u></p>

新	旧
<p>(正会員及び電子募集会員における苦情の処理)</p> <p><u>第24条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な<u>処理に努めなければならない。</u></p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p><u>定するよう努めることとする。</u></p> <p>(正会員及び電子募集会員における苦情の処理)</p> <p><u>第21条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>の取扱いに関する苦情を受けたときは、その<u>内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努めることとする。</u></p> <p>2 ( 省 略 )</p>
<p>(個人情報等の漏えい事案等への対応)</p> <p><u>第25条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>の漏えい事案等又は匿名加工情報(保護法第2条第9項に定める情報をいう。)の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい事案(以下「個人情報等の漏えい事案等」という。)の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、<u>当該事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに<u>当該事案等の事実関係等の通知等</u>を行うこととする。</p>	<p>(漏えい事案等への対応)</p> <p><u>第22条</u> 正会員及び電子募集会員は、<u>個人情報</u>の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、<u>漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</u></p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに<u>漏えい事案等の事実関係等の通知</u>を行うこととする。</p>
<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p><u>第26条</u> 正会員及び電子募集会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。)を策定し、公表することとする。</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) 保護法<u>第18条</u>における利用目的の通知・公</p>	<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p><u>第23条</u> 正会員及び電子募集会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。)を策定し、公表する<u>もの</u>とする。</p> <p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(2) 保護法18条における利用目的の通知・公表</p>

新	旧
<p>表等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) 保護法第27条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>(4) ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第27条 ( 現行どおり )</p> <p><u>付 則 (平成29年 4 月27日)</u></p> <p><u>この改正は、平成29年 5 月30日から施行する。</u></p>	<p>等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) 保護法24条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>(4) ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第24条 ( 省 略 )</p>